

(仮称) 伊達紋別駅南集会所条例の制定について

【概要版】

■条例制定の背景

市では、JR伊達紋別駅に直結し、山下町と西浜町を結ぶ自由通路（市道伊達紋別天望線）の隣地に市民相互の交流と市民活動の振興を目的とした新しい施設の建設を進めています。

新施設は、打合せや研修会に利用できる「研修室（41㎡）」が2部屋（可動式間仕切りで2室に分割可能）、会議や講座、レクレーションなどに利用できる「会議室（98.36㎡）」を設け、市民の方が多目的に利用でき、気軽に来館できる施設とすることを検討しています。

今回、市民の皆さまからご意見を募集するこの条例（案）は、新施設を公共施設として位置づけ、施設の業務内容や利用料金等を制定するものです。

多くの市民の皆さまからのご意見をお待ちしております。

■条例の内容

◎名称及び位置

○名称 （仮称）伊達紋別駅南集会所

○位置 伊達市山下町8番地54

◎（仮称）伊達紋別駅南集会所の業務

○市民相互の交流の場を提供すること

○市民活動の場を提供すること

○大会、会議、集会等の場を提供すること

○その他センターの設置目的を達成するために必要な業務

◎開館時間及び休館日

○開館時間 午前9時から午後10時まで

○休館日 1月1日から同月5日まで及び12月31日

○市長が特に認めたときは、これを変更し、又は別に休館日を設けることができる

◎指定管理者を定めた場合の管理

○当該施設の運営並びに施設及び設備の維持管理に関する業務

○当該施設の利用促進に関する業務

○当該施設の利用の承認等に関する業務

○市長のみの権限に属する事務を除く業務

◎使用料について

○利用者は、別表に定める使用料及び暖房料を納めなければならない

○市長は、別に定める場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができる

別表（第7条関係）

区分	使用料				暖房料 1時間当たり
	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
研修室1	350円	500円	600円	1,200円	100円
研修室2	350円	500円	600円	1,200円	100円
研修室2室を 利用する場合	700円	1,000円	1,200円	2,400円	100円
会議室	1,100円	1,500円	1,900円	4,000円	200円

※暖房料を徴収する期間：11月1日から翌年4月30日まで

(仮称) 伊達紋別駅南集会所 平面図 (参考)

